**生徒・保護者の皆様へ**

**令和●●年度自転車通学について**

●●●●●学校では自転車許可証を発行します。

「自転車通学許可申請書」での申請により許可するものです。約束を守れない場合は、「反省文」

「許可停止」「許可取り消し」等の措置をとっています

ついては、新年度に自転車での通学を希望する学生は下記を確認の上、申請をおこなってください。

**自転車通学の許可について**

**＜交付申請対象者（申請ができる学生）＞**

原則、本校から直線距離で●●㎞以上に居住する学生に限る

＜申請場所及びシールの申請･交付場所＞

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●（本校●階）

＜交付申請手続きについて（必要書類等）＞

1. 通学登録票
2. 自転車通学許可申請書（本紙P４、シール交付申請も兼ねています）

＜申請期間＞

令和●●年●月●日（●）～●月●日（●）

 **通学車について**

下記に示す事項を満たした自転車に限り、使用を許可します。

▼学校許可シールが貼付された自転車であること

▼防犯登録した自転車であること

▼普通自転車（競技用車は不可）であること

▼定期的にメンテナンスされた自転車であること（1年に1回自転車店でチェックしてください）

▼ハンドルやサドルが自身の体型にあったものであること。改造車でないこと。

▼ライト・反射板・ベルがついた自転車であること

▼雨天時の雨ガッパ使用

 **登下校における自転車通学のルールについて**

▼通学車の基準を満たしていること

▼学校指定の通学路を通ること

▼雨天の場合は雨ガッパを利用すること

▼自転車点検で不備とされた自転車には乗らないこと（定期メンテナンスをおこなう）

▼学校で指定された自転車置き場を利用すること

▼交通ルールを遵守すること

―車道通行時は左側通行をすること

―２人乗りをしないこと

―２列走行・併走しないこと

―信号無視をしないこと

―傘差し・手荷物運転をしないこと

**自転車通学許可の停止・取り消しについて**

毎年４月、『自転車通学許可申請書（P４参照）』（１年生は新規、２・３年生は更新）を提出いただきます。この書類には、道路交通法や学校で定められた約束事を守るとの誓約が記載されています。すべての項目が満たされた場合に限り、自転車通学を許可いたします。また、次頁の各推奨事項へのご協力をお願いしています。

ただし登下校時に、道路交通法や学校で決められた約束事が守られなかった場合、原則として下記の措置をとります。学校だけでなく、ご家庭でもしっかりご指導いただき、安全な自転車通学ができるようご協力ください。

＜違反事項＞

▼信号無視

▼一時不停止

▼並進

▼傘さし運転

▼無灯火

▼２人乗り

▼右側通行、

▼蛇行運転やスピードの出し過ぎなどの危険運転等

＜停止・取り消し期間＞

▼停止 ： ●●日間

▼取り消し ： ●●日間

**保護者の皆様へのお願い（推奨事項）**

近年、中高学生が運転する自転車による加害事故が全国的に多発しています。事故に巻き込まれてしまったケ―ス、見通しの悪い路地で急に曲がってきた車に巻き込まれてしまったケ―スなど、中高生が被害者になってしまう、いたたまれない事故はつきません

当校では、より安全安心な自転車通学の実現のために、下記を推奨しています。保護者の皆様におかれましては、何かとご入り用の際にご負担をおかけして申し訳ございませんが、主旨をご理解いただき、下記についてのご協力をお願い申し上げます。

**<自転車保険の加入>**

昨今被害者だけでなく、生徒が加害者になってしまうケ―スも注目を浴びています。学校へ急ぐ中で信号無視や、スピ―ドを出した荒い運転などが原因で、人に怪我をさせ、大きな賠償問題につながる事故も多発しています。様々な形の保険がありますので、加入を検討してください。

**＜ヘルメットの着用＞**※全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化が令和5年4月1日から施行されることになりました

ヘルメットの有無で事故時の生存率に大きな違いがあります。

蒸れる・かっこ悪いなど、着用に二の足を踏んでしまいますが、常時着用し、あごひもをしっかりしめるように心がけましょう。

**＜自転車安全マ**―**ク＞**

1. **BAAマ**―**ク**

一般社団法人 自転車協会が乗る人の安全性を第一に考え、自転車の安全性向上と環境保全を目的とした、「自転車安全基準」をクリアした自転車のみに貼付できるマークです。ブレーキや フレームだけでなく、ライトやねじの1本1本まで、細部にわたる約90ポイントに厳しい基準を設定しています。厳しい検査に合格した自転車だけに貼れる安全・安心の証です。

1. **TSマ**―**ク**

****自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに貼られるマークです。このマークが貼られる自転車には傷害および賠償責任保険が付加されます。

第三種ＴＳマーク

（緑色マーク）

第二種ＴＳマーク

（赤色マーク）

第一種ＴＳマーク

（青色マーク）

ＴＳマークには、青色マーク（第一種）、赤色マーク（第二種）、緑色マーク(第三種)があり、賠償内容が違ってきます。

**＜その他通学車について＞**

「通学車について」に含まれていない下記についても、各ご家庭でご検討の上、ご判断ください。

▼自立型スタンド

▼大きめのかご（生徒かばん等の荷物が入りやすいもがおススメです）

▼荷台（荷物を固定する紐もご用意ください）

令和　　年　　月　　日

自転車通学許可申請書

●●●学校

自転車通学をするにあたり、下記「自転車通学の許可基準」を厳守することを約束します。

＜自転車通学の許可基準＞

●通学車について

□　学校許可シールが貼付された自転車であること

□　防犯登録した自転車であること

□　普通自転車（競技用車は不可）であること

□　定期的にメンテナンスされた自転車であること（1年に1回自転車店でチェックしてください）

□　ハンドルやサドルが自身の体型にあったものであること。改造車でないこと。

□　ライト・反射板・ベルがついた自転車であること

□　雨天時の雨ガッパ使用

●登下校における自転車通学のルールについて

□　学校指定の通学路を通ること

□　雨天の場合は雨ガッパを利用すること

□　自転車点検で不備とされた自転車には乗らないこと（定期メンテナンスをおこなう）

□　学校で指定された自転車置き場を利用すること

□　交通ルールを遵守すること

●推奨事項　※強制ではありません。各ご家庭でご判断ください

□　自転車保険への加入

□　ヘルメットの着用

□　安全基準マ―クであるBAAマ―ク貼付自転車

□　ＴＳマーク貼付

□　自立式スタンドであること

□　大きなかご

□　荷台（紐含む）

　　　年　　　組　　　番　　氏名：

保護者名：